

# 富士見市での体験入学について

---

海外で生活している子どもたちが、長期休業等で一時帰国したときに短期間、日本の学校生活を経験したい場合に、体験入学先の学校との条件が合えば体験入学をすることができます。

なお、体験入学は正式な就学ではありません。このため、学校との条件や状況等によりお断りする場合があります。

## 1 体験入学先の学校

滞在中の居住地で指定された学区の小・中学校です。

体験先の学校は選べません。

## 2 体験入学期間

原則として1か月以内です。

## 3 体験入学中の在籍取扱い

正式な就学としては取り扱わないため、在籍とはなりません。

## 4 教科書について

- (1) 体験入学の場合、教科書を本市の学校から無償給与することができません。教科書を個人で用意していただく等の対応が必要となります。
- (2) 公益財団法人海外子女教育振興財団にて、海外在住者に向けた教科書の無償配布を行っています。ただし、本市で採用している教科書と異なる場合があります。詳細は同財団のホームページ等をご覧ください。

## 5 体験入学中の事故、必要経費等について

- (1) 体験入学中はお子様の安全には十分配慮しますが、体験入学中（登下校を含む）に発生した事故等については、一切の責任を保護者が負うこととします。
- (2) 給食費等の諸経費は、すべて保護者負担となります。  
なお、スポーツ振興センター災害保険は、学校に在籍している児童生徒のみが加入対象であるため、体験入学中の事故等による医療費等も、すべて保護者負担となります。（※旅行保険や個人保険等に加入されることをお勧めします。）

## 6 学校生活について

- (1) 申込手続きをしていただくことで、給食を利用することができます。ただし、食物アレルギー等がある場合は、給食を利用できません。お弁当を持参してください。
- (2) 心臓検診未受検の場合は水泳学習に参加ができない（見学のみ）等、健康診断の実施状況等により、一部の授業に参加ができない場合があります。
- (3) 授業（英語、外国語活動等一部を除く）は日本語で実施されますので、お子様が日本語でコミュニケーションが取れるよう、可能な限りご家庭でも事前にご指導をお願いします。